

令和5年度 岩手県事業復興型雇用確保助成金（雇入費）のご案内

岩手県では、平成29年度から、従前の「事業復興型雇用創出助成金」を拡充した「事業復興型雇用確保助成金」を開始しており、雇入費、住宅支援費を助成対象としています。

沿岸12市町村に所在する事業所が、国又は自治体の補助金などの産業政策を導入し、原則として、令和5年度中に助成対象労働者等を雇い入れた場合に対象となります。

【沿岸12市町村】洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市

沿岸12市町村に所在する事業所が被災求職者を雇用した場合、1人当たり3年間で最大120万円を助成

助成金の対象事業所

下記の①～③の全てに該当する沿岸12市町村に所在する事業所が対象となります。

① 下記のア、イいずれかの産業政策の支援対象となっている事業を実施していること

ア **別紙1**に掲げる国又は自治体の補助金・融資による産業政策の支援対象となる事業（1号事業）

イ アの産業政策以外で、**別紙2**に記載の基準及び産業政策の支援対象となる事業（2号事業）

※ 東日本大震災からの復興施策に関連する事業が対象です。2号事業は個別に認定委員会で審査します。

② 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずるもの **最終頁参照**

※ 平成28年3月31日までに①の事業を実施している場合はこの限りではありません。

③ 令和5年度に初めて雇入費助成金を申請する事業所

ただし、令和4年度までに事業復興型雇用確保助成金支給を受けた事業所でも、初回の支給申請時の最初の新規雇入者の雇入れから2年以内に雇い入れた労働者がある場合は助成対象となります（過年度に申請する機会があったにもかかわらず、申請をしなかった者は対象外）。

※過去に事業復興型雇用創出助成金を受給した事業所は対象外となります。

助成金の対象労働者

原則として、次の①～③の全てに該当する労働者です。

① 助成金の対象事業所に雇用された被災三県求職者(注1)

・ 初めて申請する事業所の場合、令和5年2月1日以降に雇用された労働者が対象です。

（令和4年度までに支給認定を受けた事業所にあつては、初回認定の最初の新規雇入者の雇入れから2年以内に雇い入れた労働者が対象）

・ 再雇用者は、新規雇入者1名につき4名まで申請可能（助成対象労働者の8割の人数まで）

・ 新規学卒者も対象（平成23年3月11日に本人又は扶養者が岩手県、宮城県、福島県に居住していた場合に限る）

・ 補助金、融資等による産業政策の支援決定以後に雇用された労働者

② 「期間の定めのない雇用契約」又は「1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用契約」により雇用された求職者

③ 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者

(注1) 被災三県求職者：平成23年3月11日において岩手県、宮城県、福島県で勤務又は居住していた求職者

雇入費の助成金の支給額

1人当たり最大3年間で認定し、助成対象労働者が在職している期間について支給します。

助成対象労働者	総支給額	1年目	2年目	3年目
フルタイム労働者	120万円	60万円	40万円	20万円
短時間労働者	60万円	30万円	20万円	10万円

・ 適時に手続きを行わない場合、助成金の額が減額されることがあります。

なお、令和4年度までに支給認定を受けた事業所であつて、既に離職した助成対象労働者がいる場合は、離職した助成対象労働者の補充を先に行うこととなります。

・ 2号事業を実施する事業所の場合、再雇用者は8割の額となります。

・ 1事業所当たりの上限額は2,000万円です。

受付期間 【前期】令和5年9月1日（金）から令和5年11月30日（木）まで
〈申請対象〉令和5年2月1日から令和5年10月31日までの雇入れ

【後期】令和5年12月1日（金）から令和6年1月31日（水）まで

〈申請対象〉令和5年11月1日から令和6年1月31日までの雇入れ

- ・ 受付期間最終日の消印有効です（持参する場合は、受付時間内（午後4時30分）までに到着した分まで受け付けます）。
- ・ 予算の上限に達した場合、期限前に受付を終了します。

申請期間に留意

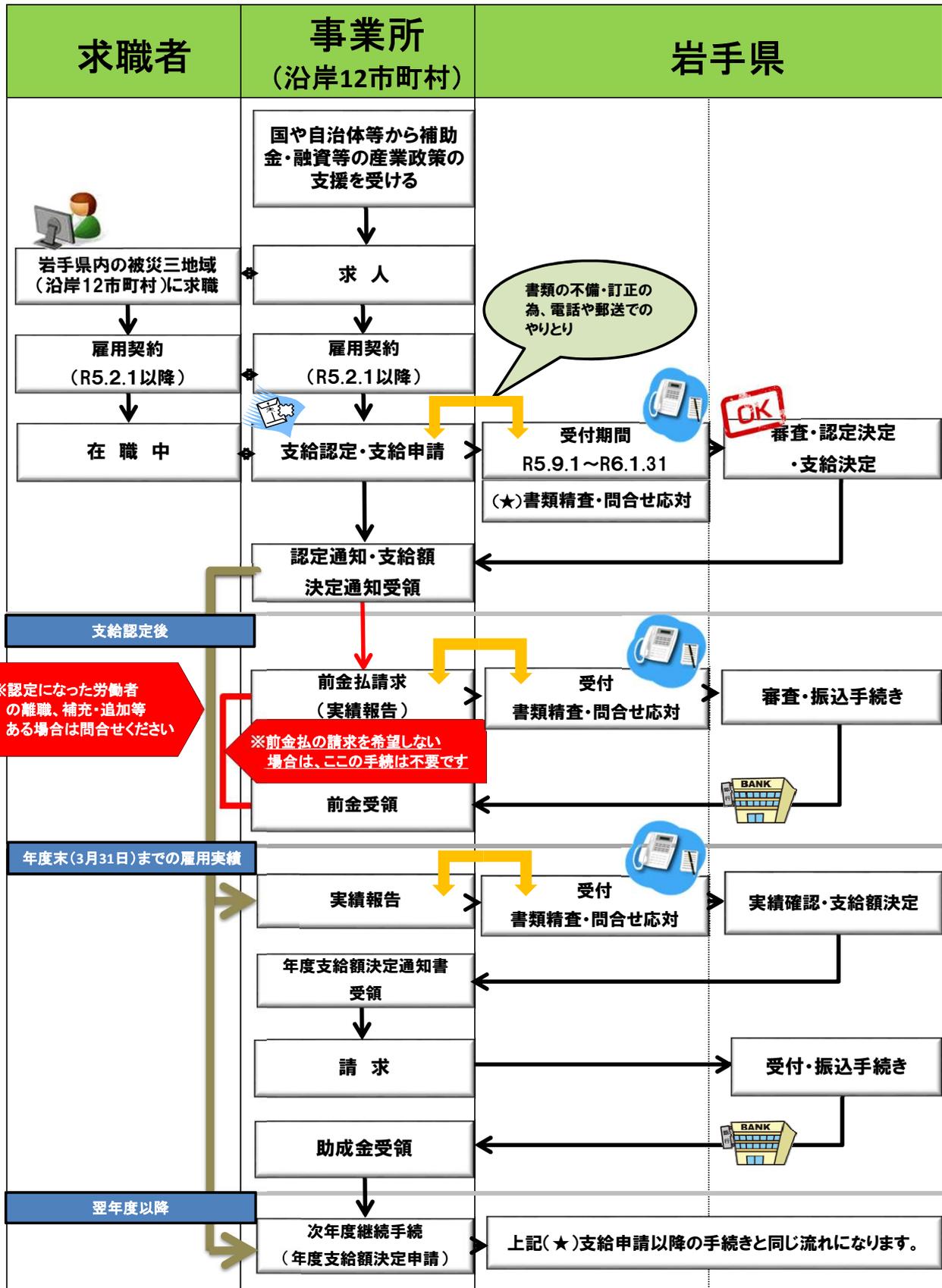
お問合せ・申請書の送付先

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

TEL 019-656-1571 FAX 019-656-1572 （受付時間 平日9:30～12:00 13:00～16:30）

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室



助成金の対象事業所 要件② 中小企業の該当可否の判断基準

中小企業者に該当するか否かは、以下の基準により判断します。

また、会社法上の会社でない団体等についても、以下の要件に準じて「これに準ずる事業所」に該当するか否かを判断します。

- ・業種の区分
事業主が複数の業種を営む場合、直近の決算書等により利益や売り上げ高又は従業員数などが最も大きいものを主たる事業と判断します。
- ・「資本金の額及び出資の総額」ならびに「常時使用する従業員数」の確認
申請時点において取得可能な直近の証拠書類（法人税の申告書、法人事業概況説明書等）により確認します。申請時点で要件を満たしていれば、支給決定に至るまでの間に大企業に該当することとなっても、中小企業者とみなします。

中小企業の範囲		
産業分類	資本又は出資金額	常時使用する労働者数
小売業（飲食店含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

原則として、「資本又は出資金額」か「常時使用する労働者数」のいずれかを満たす企業

～参考～ 雇用保険の産業分類に関する分類表

大分類	番号	分類
A.農業、林業	1	農業
	2	林業
B.漁業	3	漁業(水産養殖業を除く)
	4	水産養殖業
C.鉱業、採石業、砂利採取業	5	鉱業、採石業、砂利採取業
D.建設業	6	総合工事業
	7	職別工事業(設備工事業を除く)
	8	設備工事業
E.製造業	9	食料品製造業
	10	飲料・たばこ・飼料製造業
	11	繊維工業
	12	木材・木製品製造業(家具を除く)
	13	家具・装備品製造業
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
	15	印刷・同関連業
	16	化学工業
	17	石油製品・石炭製品製造業
	18	プラスチック製品製造業
	19	ゴム製品製造業
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
	21	窯業・土石製品製造業
	22	鉄鋼業
	23	非鉄金属製造業
	24	金属製品製造業
	25	はん用機械器具製造業
	26	生産用機械器具製造業
	27	業務用機械器具製造業
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29	電気機械器具製造業
	30	情報通信機械器具製造業
	31	輸送用機械器具製造業
	32	その他の製造業
F.電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
	34	ガス業
	35	熱供給業
	36	水道業
	37	通信業
	38	放送業
G.情報通信業	39	情報サービス業
	40	インターネット附随サービス業
	41	映像・音声・文字情報制作業
H.運輸業、郵便業	42	鉄道業
	43	道路旅客運送業
	44	道路貨物運送業
	45	水運業
	46	航空運輸業
	47	倉庫業
	48	運輸に附随するサービス業
	49	郵便業(信書便事業を含む)

大分類	番号	分類	
I.卸売業、小売業	50	各種商品卸売業	
	51	繊維・衣服等卸売業	
	52	飲食料品卸売業	
	53	建築材料・鉱物・金属材料等卸売業	
	54	機械器具卸売業	
	55	その他の卸売業	
	56	各種商品小売業	
	57	織物・衣服・身の回り品小売業	
	58	飲食料品小売業	
	59	機械器具小売業	
	60	その他の小売業	
	61	無店舗小売業	
	J.金融業、保険業	62	銀行業
		63	協同組織金融業
64		貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	
65		金融商品取引業、商品先物取引業	
66		補助的金融業等	
67		保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	
K.不動産業、物品賃貸業		68	不動産取引業
	69	不動産賃貸業・管理業	
L.学術研究、専門・技術サービス業	70	物品賃貸業	
	71	学術・開発研究機関	
	72	専門サービス業(他に分類されないもの)	
	73	広告業	
M.宿泊業、飲食サービス業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)	
	75	宿泊業	
	76	飲食店	
N.生活関連サービス業、娯楽業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業	
	78	洗濯・理容・美容・浴場業	
	79	その他の生活関連サービス業	
O.教育、学習支援業	80	娯楽業	
	81	学校教育	
	82	その他の教育、学習支援業	
P.医療、福祉	83	医療業	
	84	保健衛生	
Q.複合サービス事業	85	社会保険・社会福祉・介護事業	
	86	郵便局	
	87	協同組合(他に分類されないもの)	
R.サービス業(他に分類されないもの)	88	廃棄物処理業	
	89	自動車整備業	
	90	機械等修理業	
	91	職業紹介・労働者派遣業	
	92	その他の事業サービス業	
	93	政治・経済・文化団体	
	94	宗教	
	95	その他のサービス業	
S.公務	96	外国公務	
	97	国家公務	
	98	地方公務	
T.分類不能の産業	99	分類不能の産業	